

少子化を考える②

少子化は家族と近隣社会の 支えがなければ克服できない――

特定非営利活動法人政策形成推進会議

座長

森元恒雄

(元参議院議員)



3 少子化対策に関する提言

政府は、1989年の1.57ショックを機に少子化への取り組みを始め、これまで「少子化対策基本法」を制定するなど各般にわたる施策を実施してきた。また2014年から「地方創生」の観点からも少子化対策のテコ入れを図ってきた。

「エンゼルプラン」、「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン」、「少子化社会対策大綱」、「子ども子育て応援プラン」、「子どもと家族を応援する日本重点戦略」、そし

て「まち・ひと・しごと創生長期戦略」における政府の現状認識や問題意識あるいはそれを克服するための政策手法については、特段異を唱えるところはない。

しかし、その間も合計特殊出生率は漸減し続け、2005年には1.26と過去最低を記録した。その後若干持ち直したものの、大きく回復するまでには至らず、現在1.4程度の水準で推移している。政府が「まち・ひと・しごと創生長期戦略」で

示した2020年に1.6、2030年に1.8、2040年に2.07まで合計特殊出生率を回復させ、今世紀半ばに1人、長期的には9千万人程度で安定させるとしている人口目標は、現時点では実現のめどが立っていない。

すでに少子化対策に着手して以来25年が経過しているにもかかわらず、なぜ政府の政策が期待した効果を上げることができないのか。それは目標達成のために掲げた政策手段

が、いずれも強制力を伴わないものであったこと、あるいは実効を伴うだけの規模の予算が措置されなかったこと、若者が結婚できるだけの収入を得る道が開かれていないこと、男性の家庭参加が進まず、女性が働きながら子育てできる環境が整備されていないこと、に主たる原因がある。

政府の責務

結婚や出産は極めて個人的な出

来事であり、個別具体の事例に国家が直接関わることは厳に慎まなければならぬ。結婚するかしないか、誰と結婚するか、いつ結婚するか、また、子どもを産むか産まないか、何人子供を産むかということは、本人が自分の意思で自由に決めるべきことであつて、政府が干渉する筋合のものではない。

若者の中には結婚することによって自分の自由な時間を奪われ、行動を拘束されたくないと考えて結婚しない人がいることは事実である。しかし、結婚したいと思つているのに資力がないために結婚に踏み切れない人や、相手に会つて機会に恵まれないために結婚できない人、子供を産みたいと思つても仕事との両立が難しい人や、子育てや教育にお金がかかり過ぎるという経済的な事情で子どもを産めない人が大勢いることも事実である。そのような場合に、あくまでそれは個人の問題だからといって、政府が無関心のままでよいかといえ、大半の人は否と答えるはずである。

結婚や出産は極めて個人的な出来事ではあるが、本人がその意に反して結婚や出産を決断できない事情がある場合には、その解消は広く政府や社会の責任である。それが社会に及ぼす影響がひと昔前に比べてはるかに大きくなつてきていることや、結婚し、子どもを産み、育てることによつて人は社会的存在になることを考えると、政府は一步進んで結婚や出産、育児の障害となる要因を積極的に取り除き、若者が決断しやすくなる社会環境や条件を整える責務を負つていふと考えるべきである。

必要かつ十分な予算と人材の確保

すでに述べたように、政府の少子化対策がその効果を發揮することができないままに終つていふのは、政策の実効が上がるのに必要な規模の予算が十分措置されて来なかつたことによるところが大きい。

一日も早く財政を再生して、必要となつてくる必要とするだけの予算をつけられるようにするには、消費税、所得税を中心とする増税が不可避である。歳出削減一辺倒では人口減少に歯止めをかけることもままならぬ。巨額の長期債務を抱える中で、少子化及び高齢化の両面で世界の先頭を行くわが国としては、消費税率を欧州の主要国並みに引き上げるとともに、所得税の累進性を強化することにより財源を確保して、少子化対策をはじめとする諸課題に果敢に取組む、人々が国の未来に明るい展望を持てるようにすることが何よりも必要である。

あるべき家族像と近隣社会像の確立

者を活用することも1つの方法である。

人間は社会的な存在である。人は社会の中で支え合いながら生きていく。人は孤立無援の状況の中では心豊かに幸せな人生を送ることができない。損得勘定抜きに相手を思いやる愛情で結ばれた人と人のつながりの中で、その温もりを肌で感じつつ喜びや悲しみを分かち合いながら手と手を取り合つて共に生きる家族は、人生におけるかけがえのない存在である。その家族が核家族化の進行や共働きの増加に伴い、これまで果たしてきた役割を近年急速に失いつつある。

それとときを同じくして生活の場と働く場が分離したこと、近隣社会における隣人同士の結びつきが弱くなっていくほど薄れている。恵まれない弱い人を慈しみ、他人を愛する気持ちが人々の間で乏しくなつたことが、家庭内暴力や児童虐待、引きこもりや登校拒否、ごみ屋敷、振り

込め詐欺あるいは孤独死など、ひと昔前までは考えられなかったような事象が多発する要因になっている。OECD諸国の中で日本人の孤立度は突出しており、子どもに関するユニセフの調査でも同様の結果が出ている。

敗戦の衝撃と屈辱によってそれまで信じていた価値観、国家観が根底から崩れ去り、根無し草同然の精神的空白状態に陥っているところに、戦勝国アメリカから自由、平等、民主主義などの思想が持ち込まれたために、それを歓迎して無批判に受け入れてしまったこと、その一方で日本古来の精神的なバックボーンであった儒教や武士道などを封建的で前近代的なもの、非人間的なものとして全面的に否定し、捨て去ってしまったことに、戦後の日本社会と日本人の精神構造のよろざやあやうさの根源があるように思われる。所詮借り物にすぎない欧米の精神は、ただうわべだけが強調され、その根底にある深い意味が理解されることもなく、偏った形で日本社会と日本人の間に広がった。そのような中で自由は何にも増して尊重されるべき価値

だと理解され、自由には責任が伴うことや、自らの自由を守るためには当然相手の自由も尊重する必要があることに思いが至らず、利己主義的な考え方や生きざまを助長する結果となり、人と人の結びつきやつながりを軽視する社会の風潮を生んだ。

日本人が反省し、改めなければならないことがあるとすれば、それは昭和に入ってから戦時体制下で軍部が主導して押し進めた軍国主義である。明治以降の近代化の過程や大正デモクラシーまでの間日本社会が辿った道は、いま改めて振り返っても、決して全面的に否定しなればならないようなものではなかったはずである。それを中味の是非を逐一問うこともなく一切合財全面否定して、無批判的に欧米の思想や精神を受け入れたところに、現在日本社会が直面している諸問題の根源がある。

結婚して子どもを産み、子育てすることに人々が積極的な意義を見出し、愛する家族と共に暮らすことに喜びや幸せを感じることができるとき、代が再び来るようにするためには、

家族や近隣社会が本来あるべき姿を取り戻すことが重要である。

私たちは今一度、本来家族はどうあるべきか、近隣社会はどうあるべきかを自らに問いかけ、徹底的に国民の間で議論を尽くし、これからの日本社会と日本人にとって望ましい、そして私たち一人ひとりがめざすべき家族像、近隣社会像を明らかにする必要がある。その際もつとも重視しなければならないことは、私たち人間は社会的な存在であり、たった一人孤立した状態では、この世に生を受けたときから死を迎えるに至るまでの長い人生を安定した状態で有意義に送ることは難しいし、他の人と心を通わせることも、互いに支え合うこともなく生きる人生は、喜びや幸せが感じられない殺伐としたものになるに違いないということである。

(1) 結婚促進策

雇用条件の改善と

賃金水準の引き上げ

若い男女に結婚を促そうとするなら、一日も早くデフレを脱却し、経済を少なくとも名目ベースで2%、3%の成長軌道に乗せ、雇用条件の改善、賃金水準の引き上げを図る必要がある。とりわけ雇用条件が劣悪な非正規社員の正社員化を早急に進め、生涯結婚できない可能性が高い人々を救済することが重要である。そのためには、厳しい経営環境の中でもはや維持できなくなっており、むしろさまざまな面で弊害が目立つ日本型雇用システムを解体、変革する必要がある。そのうえで、併せて企業内職業訓練が大幅に縮小していることをカバーするため、働きながら知識や技能を習得できる公的な支援の仕組みを拡充する必要がある。

しかし、現実には非正規社員の正社員化が一挙に進む状況にない。また、バブル経済崩壊までの男性が外で働き、女性は家庭で家事・育児に専念できる時代の再来は望むべくもない。そうだとすれば、夫婦が共働きしながら何とか二人以上の子どもを立派に育て、それなりに豊かな生活を送ることができるだけの雇用条件の改善に全力で取り組む必要がある。しかし、正社員に比べ極端に劣



女性男性が役割と責任を分かち合うためには日本型雇用システムの解体、変革が必要

悪な雇用条件の下にある非正規社員の処遇を大幅に改善して、正社員と非正規社員とに二極化された現在の状況を改めるためには、非正規社員だけに絞っていたのではないままでたつても事態を打開することができない。そのためには、正社員の側も非正規社員の痛みを分担する方向でわが国独自の雇用慣行を改めることが重要である。具体的には、同一労働同一賃金の原則にかなう賃金体系と賃金水準の設定が可能になるように両者の賃金を調整することを基本として、賞与や退職金をはじめ公的年金や健康保険、福利厚生に至るまで、あらゆる面で圧倒的に正社員に比べて劣悪な状況に置かれている非正規社員の処遇を、たとえ正社員の処遇を多少引き下げてでも、少なくとも両者の格差が合理的に説明できる範囲内に収まる水準まで改善すべきである。

家族の役割に対する

認識と理解

伴侶や子供に囲まれながら、日々喜びも悲しみも共に分かち合い、互

いに支え合いながら生きることこそ人として充実した人生を送ることができる道である。若いときの迷いで結婚や出産を見送ると、それを後で取り戻すことは容易なことではないことについて、若い人の心を動かす必要がある。独身でいるよりは結婚して伴侶と共に人生を歩んだ方がはるかに幸せで楽しく有意義なこと、長い一生涯の間には体力があり気力が満ち溢れている若いときもあれば、年老いて人の支えを必要とするときもあること、楽あれば苦もある人生を自分一人の力だけで寂しく生きるよりは、共に語り合い手を差し伸べ合つて、心を許せる人と苦勞を共にしながら過ごした方がどれほど充実したものになるか、しっかりと考えてもらう必要がある。そのためにもどのような有効策を提示できるか、今ほど問われているときはない。

子どもを持つている人の多くは、子どもを持つことで生活が楽しく豊かになるとプラスに考えており、経済的、身体的、精神的な負担が増え、自分自身の自由な時間が制約されるなどのマイナス面を指摘する声はごく一部にとどまっている。結婚や出

産、子育ての意義やその良さについて、小さい頃から認識と理解を深める教育をしっかりと行うべきである。

自治体主導の若い男女が 出会う機会づくり

若者が将来伴侶となる人と安心して出会える場所や機会を拡充することが重要である。具体的にどのような方法が考えられるか知恵を出さなければならぬ。結婚を仲立ちする社会的な仕組みが失われた現在、自治体がNPOやボランティア団体など社会活動を行っているさまざまな団体と力を合わせて、若い男女が趣味やスポーツを楽しみ、あるいは社会に貢献する活動に参加する機会を積極的につくり、地道に継続して行く必要がある。しかし、あまりにも結婚を促すための出合いの場づくりというイメージが前面に出過ぎると、若者にそっぽを向かれることになりかねない。さりげなく演出する気配りも大事である。

社会保障制度を維持する手法

社会保障制度は、人が自立して生活できなくなった場合に、元気で働ける人が困っている人を支える仕組みである。支え手がいなくなれば、社会保障制度は維持できなくなることは自明の理であり、そのことに対する国民の理解を促すことが大事である。

生涯単身でいることは、自らは子育ての苦労をしない代わりに、いざ自立して生活できなくなったときには他の人が苦労して育てた子どもへの世話になることを意味している。それが人口千人程度の小さな社会での話だとすると、その帰結がどうなるか誰の目にも明らかにはずである。しかし、社会保障制度は1億2700万人の国民が力を合わせて築いている相互扶助の仕組みであるから、支えてくれている人の顔が見えないところに、なかなかそのことを一般の人にわかってもらえないという悩みがある。

そういう意味で、もし多くの人の理解が得られるのであれば、社会保障制度にただ乗り（フリーライド）できない仕組みをつくるのが適当である。しかし、現実には結婚したく

てもできない人や、子どもを授かりたいと思っても子どもに恵まれない人がいることを考えると、単身者や子どものいない人に特別の負担を求めることは適当ではない。このため社会保障制度の維持は、結婚、出産、育児や教育に対する支援を拡充するとともに、保険料と税金を通じて広く国民に対し財政負担を求めることを通じて行うしかないと思われる。

事実婚の法制化

フランスやスウェーデンをはじめ欧米諸国では「事実婚」を法律婚に準じて扱うことが少子化対策として一定の効果を発揮していると言われている。しかし、日本では同棲して

いる人の数がごく一部に限られており、婚外子を持つことに対しても抵抗感がある人となない人の割合が拮抗している。9割を超える人が、抵抗感がないと答えているフランスやスウェーデンとは大きな開きがある。このため、事実婚を制度化することが直ちに政策課題になるとは考えにくい。しかし、日本では特に母子・父子家庭の経済事情が厳しい状況に

あり、そこに救いの手を差し伸べることが経済的な格差を是正する政策課題となっていることを考えると、同棲という不安定な状態にある女性とその子どもに救いの手を差し伸べる一つの手法として、事実婚を認めることにより子どもの権利をできる限り保障するとともに、相手の男性の母と子に対する扶養義務を明確にして、事実上の家庭を維持することが重要である。そうすることによって弱い立場にある女性を救うことができ、それが未婚の男女間の出産を増やすことにつながるとともに、貧困世帯を救済する方策として有効であると考えられる。

(2) 出生率向上策

職場と家庭における 男女の協力

日本の男性が家事・育児に費やす時間は諸外国と比べて極めて短く、家事・育児の役割と責任がもっぱら女性の肩にかかっていることが女性の仕事と育児の両立を難しくしている。このため、希望する数の子ども



フィンランドやスウェーデンは両親と子どもを一緒に面倒を見、健全な家族関係が維持できるように支える。

を産み、育てることができるようにするためには、男性も積極的に家事・育児に関わり、女性と役割と責任を分かち合う必要がある。男女共同参画は、女性の社会参加だけでなく同時に男性の家庭参加を進めなければ、女性の社会参加自体が進まない。夫婦が共働きしなければそれなりの収入を得てともに生活して行くことが難しくなった今日、結婚して二人以上の子どもを産み、育てられる社会を実現するためには、職場と家庭の両方で男女が対等の立場でお互いに協力し合う社会づくりをめざして行かなければならない。

しかし、男性の家庭参加は男性に意識改革を呼びかけただけでは進まない。なぜ日本人男性の多くが家庭よりも職場や仕事を優先し、企業人として生きることを生きがいとしているかといえば、それは日本型雇用システムに意識と行動を縛られているからである。長時間労働を厭わず、単身赴任を当たり前だと考える日本人の「美徳」は、日本特有の雇用慣行によってつくられたものである。それは男性を長時間職場に拘束して家庭でゆとり過ごす時間を与

えず、家事・育児負担を一方的に女性に強いる結果につながっている。それだけでなく、残業や転勤が当たり前の企業文化は、女性が家庭を守りながら仕事と両立を図ることをことさらに難しくしている。夫が外で働き、妻は専業主婦として家庭を守るのが当たり前だった時代はそれでもよかったが、夫婦共働きが一般的になると、そこに手をつけない限り男性の家庭参加は一向に進まず、女性の家事・育児負担はいつまでも軽減されず、少子化に歯止めがかからない。事態を改善するためには、その根源となっている日本型雇用システムの解体、変革が必要である。

日本型雇用システムの解体、変革

かつて世界中から賞賛された日本型雇用システムはすっかり日本社会に根づいており、簡単には崩すことができない社会基盤となっている。それは、新入社員を定年退職まで社内に関じ込め、全員が幹部候補生という美名の下に無定量の忠誠を誓わせ、絶大な人事権を背景に自由

に好都合な仕組みである。一方、従業員としても長期にわたって雇用が保障され、歳を重ね生活費が高むにつれて賃金が上昇するありがたい仕組みであると歓迎されてきた。企業が右肩上がり成長している限りの弱点や弊害は表に表れず、長所をフルに発揮して日本経済を成長させる原動力となった。

しかし、経済が停滞し熾烈な国際競争に巻き込まれる時代になると、企業が丸抱えて社員の面倒をみる日本型雇用システムは、コストが高み過ぎてそのまま維持することが次第に困難になった。そこで企業がとった行動は、正社員採用枠の圧縮と非正規社員の採用拡大だった。賃金はもとより退職金や企業年金はいうに及ばず、福利厚生や職業訓練に至るまで正社員に比べ圧倒的に劣悪な条件の下で不本意ながら働かざるを得ない非正規社員の増加は、日本人の間の経済格差を拡大させるなどさまざまな面でわが国社会に問題を投げかけている。経済力がないために結婚に踏み切れない若者の増加は、少



結婚や出産を決断できない事情がある場合には、その解消は広く政府や社会の責任。

システムをそのまま維持しながら、再びかつての力強さを取り戻すことができる状況でないことは明らかである。

非正規社員の増加が日本型雇用システムの限界に起因していることを考えると、それらを手につけないでその処遇の改善や正社員化を進めることは難しい。それだけでなく、日本社会が活力を取り戻すうえでも、日本型雇用システムがブレーキになっており、早急にその解体、変革に取り

子化に拍車をかける大きな要因となっており、非正規社員の正社員化は待ったなしの課題である。

もしこれからも日本経済が力強く拡大し続け、企業が右肩上がりであり長して行くことができるなら、日本型雇用システムを見直す必要はないと言っよい。しかし、日本が直面している現状は、もはや日本型雇用

組む必要がある。①わが国でベンチャー企業が立ち上がりにくい要因の第一番に、途中でスピアウトして新しい事業にチャレンジする人が少ないことが挙げられており、②解雇規制が厳しいために過剰労働力を抱え込まざるを得ないことが、企業の生産性を抑制する要因となっている。このほか、③超高齢社会を迎

え、高齢者の雇用を拡大するために労働力の流動性を高める必要性が叫ばれており、また、④男女共同参画を推進して、女性が男性と肩を並べて働くことができ、幹部への登用の道が開かれる社会を実現するため

にも、職務無限定雇用契約や終身雇用を廃止して欧米型の職務限定雇用契約を主体とし、公的な職業訓練の機会を拡充して、企業単位の雇用の確保から産業全体で雇用を確保するシステムに転換する必要がある。

すつかり日本社会に定着し、労使とも高く評価している日本型雇用システムを解体、変革することは容易なことではない。しかし、そこにどまっている限り停滞から衰退への道を辿りつつある日本の現状を打破して、希望が持てる未来を切り開くことはできない。それは、めでたく正社員になることができた人にとつてはつらく、厳しいことかもしれない。しかし、恵まれた状況にある人々に同胞の痛みを分かち合う覚悟と決意がなければ、かつての輝きを再び取り戻し、尊敬の念を持って世界から認められる存在感がある国として発展し続けることはできないことを知

るべきである。今こそ政治がリーダーシップを発揮して経済界、労働界の力を結集し、これからの日本社会にふさわしい新しい雇用システムの形成をめざす必要がある。

その際わが国が参考にすべきなのは、北欧諸国で生まれ、EUやOECDが加盟国に推奨しているフレキシキュリティ・モデル（職務限定雇用契約が大前提。そのうえで、解雇規制の緩和による柔軟な労働市場、失業者に対する手厚い失業保険給付、充実した公的な職業訓練を伴う積極的労働市場政策を三本柱として、企業単位の雇用保障から産業全体での切れ目のない雇用保障に転換する方式）である。日本型雇用システムの解体変革は、その中核となっている職務無限定雇用契約の対象となる従業員を大幅に縮小し、大半の従業員とは職務限定雇用契約を結び、企業単位の雇用保障を産業全体で保障する仕組みに転換するとともに、年功賃金、終身雇用を廃止して労働力の流動性を高め、公的機関による職業訓練と大学での学び直しを拡充することを中心に進めるべきである。

育児休業取得の法制化、

出産後5年間の長時間労働
の法規制

女性の育児休業取得率は年々上昇しているが、依然その実態は限られた数の人が十分とはいえない短い期間取得しているにすぎず、男性に至ってはほとんど取得する人がいない状況である。育児休業の取得率を高めるための法的措置を強化する必要がある。また、男性の家事・育児参加を促し、子育てしやすい家庭環境をつくため、出産後5年間は夫婦の長時間労働を法的に規制すべきである。

地方創生の実現

地方創生の眼目は地方から大都市への人の流れを反転させ、少子化、人口減少に歯止めをかけ、人口を9000万人程度で安定化させることにある。低い大都市の出生率が大幅に改善しない限り、出生率を1.6から1.8そして2.07へと引き上げることは難しい。また、子育て

にふさわしい環境に恵まれた社会を形成するためにも、あまりにも巨大化した東京の都市圏を縮小して、地方圏を活性化する必要があり、政府が人口減少に歯止めをかけ、その安定化をめざして打ち出した地方創生は、スタートして3年経過したが、東京から地方への人口の流出は未だ見られず、なお東京への集中が続いている。理由は明確で、政策手段に力強さがなく、掛け声倒れに終わっているからである。改めて地方創生を強力に推進する必要がある。

教育に対する公的資金と
家族関係給付の拡充

来年10月の消費税率の引き上げを機に幼児教育及び高等教育の無償化（幼稚園・保育所の授業料・保育料の無償化、国立大学の授業料・入学金の免除、私立大学の授業料減免、給付型奨学金の拡大、私立高校の授業料支援）が行われる予定である。これまで教育に対する公的資金の投入はOECD諸国中最低レベルだったから、これでようやく一歩前進し

そうである。しかし、基本的に幼稚園から大学まで無償の欧州諸国に比べその内容は限定されており、今後さらに拡充して行く必要がある。

このほか、育児休暇給付金や第二子以降の児童手当、母子家庭に対する支援の拡充を急ぐ必要がある。日本の家族関係給付は、出生率が回復したフランス、スウェーデンの3分の1程度に過ぎない。この状況を改善しない限り少子化に歯止めがかからない。

(3) 子育て支援

日本版ネウボラの整備

母親の育児に対する不安と負担を軽減、解消することは、子育てを促進するうえで重要である。孤立状態にある母親が気兼ねなく気軽に悩みを相談できる場所を確保し、子育てに関する情報を提供するとともに、母親同士の交流を通じて当事者による支え合いを強化するため、現在「地域子育て支援拠点事業」が全国7259カ所で実施されている。しかし、それは保育所や児童館など

の身近な場所で社会福祉法人やNPOなどの協力を得て相談や情報提供、母親同士の交流を図ろうとするものであり、その効果は限られている。

より根本的には、現在母子保健の確保と子育て支援の両面から関係機関ごとに個別に行われているために、妊産婦や乳幼児が直面している問題に適切に対応できないでいる状況を改善するためには、ソーシャルワーカーなどの一人の専門家が一貫して特定の母子を担当する仕組みをつくり、関係機関が保有している情報を一元的に管理して母親の相談に正確に応えるとともに、問題が生じた場合には関係機関が連携して対応する体制を整える必要がある。この面で先進的な取り組みを行っているフィンランドのネウボラをモデルとして、近年日本でも「子育て世代包括支援センター」（日本版ネウボラ）を整備する動きが市町村の間で広がりつつある。現在296市町村が720ヶ所設置している。母子保健法が改正され、その設置が市町村の努力義務とされたが、さらに法定義務にして責任を強化し、財源の手当

も行うことにより、今後その整備が全国的に広がることが望まれる。

家庭的な環境の下での

児童養育と家族丸抱え

ケアシステムの創設

2016年に児童福祉法が改正され、児童相談所の体制強化、就学前の児童の児童養護施設への新規措置入所の原則禁止、里親委託の推進、乳児院や児童養護施設の小規模化・地域分散化、子どもの自立支援の強化などが図られることになった。

現在、里親に預けられる子どもは18・3%にとどまっており、社会的養護を必要とする子どもの8割が施設で養護されている。しかし、両親から惨い仕打ちを受け、心に傷を負った幼気な幼児には、自分を心から愛して暖かく見守ってくれる、安心して身を寄せられる信頼できる大人の手によって、家庭的な雰囲気の中で育てられることが何より大事である。今回の法改正で子どもを両親から施設に隔離するのではなく、施設は一時的な緊急避難場所と位置づけ、できる限り里親あるいはファミ

リーホーム（里親の規模の一回り大きいもの）で家庭的な雰囲気の中で養育し、それが難しい場合には養育者や特別養子縁組を結び永続的な解決をめざす方向が示されたことは大きな前進である。

後は示された方向に沿って児童相談所の要員が拡充され、乳児院や児童養護施設のサポート体制が強化されるとともに、必要な予算が確実に措置されることが求められる。併せて養護に携わる職員研修を充実し、その専門的な能力アップを図ること、とりわけ里親として幼児や児童の養育を引き受けてくれる適任者を1人でも多く見出し、その資質の向上を図るために十分な研修を行うとともに、里親が日々直面するさまざまな悩みや問題を解決に導くサポート体制をしつかり構築する必要がある。

児童虐待の原因は虐待を受ける児童の側ではなく、虐待を行う両親の側にあるのが通例である。しかも虐待を行う両親自らが悲惨な状況の中で育ったという不遇な過去を持つ身である場合が少なくなく、心身の障害を持っているなどハンディキャッ

プを抱えていて誰にも相談できずに孤立無援の状況に置かれている場合が多い。今回の法改正でなお見過ごされている点があるとすれば、それは社会的に養護すべき対象は被害を受けている子どもではなく、むしろ問題を起こしている当事者である両親をいかにケアするかという点である。暴力をふるう父親から母と子を守る「母子生活支援施設」は日本にも現在232ヶ所あるが、フィンランドの「ファミリーリハビリセンター」やスウェーデンの「コンタクトファミリー」のような、両親と子どもを一緒に家族ぐるみで面倒を見ながら、健全な家族関係が維持できるように支え、指導していく仕組みをわが国でも創設することが求められる。

幼児教育の拡充

幼児期の脳は1ヶ月で大人の10年分成長し、脳の約9割は5歳〜6歳までにつくられると言われている。子どもの健全な発達のためには、基本的な生活リズムを確保し、パランスの取れた食事を規則正しく摂取

すること、とりわけ子どもが安定した自己を形成し、対人関係能力や社会的適応能力を育成するためには、他者特に両親から目一杯愛情を受けて育つことが重要である。待機児童解消のための保育所整備が優先課題となっているが、子どもを健全に育成するためには、むしろ育児休業給付を拡充して、少なくとも2歳になるまでは父母の手で育てられるようにすべきである。

2歳からの幼児教育は、学校教育の基礎を培い、生涯にわたる人間形成を図るうえで重要な役割を担っている。待機児童の解消が進み、幼児教育の無償化が予定されているいま、研修を通じて保育士や幼稚園の教諭の指導力を強化して、将来の日本社会を支える幼児の人格形成に全力を挙げて取り組む必要がある。

学童保育の拡充

核家族が進み、共働き家族が増える中で、放課後居場所がない小学生が増えている。街中で子どもが自由に遊べる空間が減り、空き地や路地裏で元気な子どもの声が聞かれなく



全国2万4573ヶ所の学童保育には117万人の小学生が登録されている。

なつて久しい。ゲームが子どもを虜にし、同じ部屋に集まってもやっていることは一人ひとりバラバラという状態も少なくない。

留守家庭の小学生を対象に遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」(学童保育)が全国2万4573ヶ所設置され、117万人の小学生が登録されている。また、宿題や工作、実験、スポーツなどの指導、遊びや地域行事への参加を促すなどの事業を行っている「放課後子ども教室」が1万376教室開催されているほか、土曜日に小中高生を対象に教育活動を行っている学校も全国で1万2730校(全校に占める割合は37・2%)に及んでいる。

政府は、来年までに新たに30万人分の受け皿を整備し、2万ヶ所で放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して事業を実施することをめざしている。両親が家を留守にしている孤独な状況にある子どもを救い、非行に走る危険を防ぐとともに、その健全な発育を支えるため、2つの事業内容をより一層充実し、さまざまな分野で得意な知識や技能、経

験を持つている地域の高齢者や女性の力を引き出しながら、地域社会と一体となって運営して行く姿勢が重要である。

農山村自然体験学習の全国展開

恵まれた自然環境の中で子どもが宿泊しながら集団で長期間体験学習する機会を持つことも、子どもの感性を養い、仲間意識を高めるなど望ましい人間関係を築く態度の形成を図るうえで極めて重要な意味を持っている。教職員組合の協力を取りついで、未だ一部の自治体での実施にとどまっている「農山村自然体験学習」をカリキュラムの一環として全国的に実施すべきである。アメリカの母親の関心事はわが子をどのサマースクールに入れるかということだと言われている。1ヶ月を超える長期間、親元を離れて自然が豊かな環境の中で、優れた指導者の下仲間同士でさまざまな体験を行った子どもは、見違えるように逞しくなつて帰つてくるとのことである。